

塩尻市総合体育館早期仮予約(行政・北信越大会以上)に関する注意事項

令和 7 年 10 月 1 日より申請できる大会の規模が変更になりました。

塩尻市総合体育館の早期仮予約申請にあたっては、次の事項を確認のうえ、申請して下さい。

1.申請できる早期仮予約

- (1)行政機関が実施する公益性の高い事業、大会等
- (2)北信越大会規模以上の広域的な事業、大会等
- (3)利用しようとする団体が申請するもの。

(上記に該当しない団体の申請についてはご相談ください。)

2.申請時の注意

- (1)申請時に必要となる書類を準備してください。
行政機関以外は、実施要項を提出してください。
申請時点で実施要項を作成していない場合、前年度の書類を提出してください。

- (2)施設利用料の減免制度は設けません。必ず予算措置をお願いします。

3.申請書の受付及びその後の処理

- (1)早期予約の受付は、2 年先の同月分までとなります。
- (2)申請いただいた書類は、内部審査を行ったうえ、仮予約の可否を判断します。
- (3)可否の連絡は、申請者に連絡します。
- (4)本予約は、利用料支払い時点となります。
利用料については、指定管理者の指定する期日までに指定管理者にお支払いください。
- (5)申請した大会等が中止になった場合は、速やかに指定管理者に連絡を入れてください。

4.その他

- (1)指定管理者が変更された場合は、早期仮予約の方法等が変更になることがあります。
- (2)早期仮予約はキャンセル、変更はできません。